

【必読】申込済物件の削除 忘れていませんか？

契約済物件はもちろんのこと、申込が入った物件も速やかに非掲載にして下さい。
最新の物件情報をご確認いただき、定期的なメンテナンスをお願いします。

何故申込み済物件の掲載がダメ??

契約済の物件は非掲載にしなければならないことは知っていても、
「申込済物件は、まだ契約に至っていないから掲載しても問題ない」
とっていませんか？

その広告を見たユーザーが申込みをすると「2番手」になり、
1番手のユーザーがキャンセルをしない限りその物件を借りることはできません。
その場合、実際には取引する事ができない物件を広告していたことになり、
「おとり広告」とみなされる可能性があります。

申込済であることがわかった段階で、速やかに削除をお願いします。

成約済物件の掲載は**「おとり広告」**に該当します。

不動産の表示に関する公正競争規約の

「物件は存在するが、実際には取引の対象となり得ない物件に関する表示」
となり、公正取引協議会より違約金課徴などの措置を受けることがあります。

本件は **ポータルサイト広告適正化部会**（※）が統一テーマにて発信しております。

<同部会参加会社> アットホーム株式会社、株式会社CHINTAI、
株式会社LIFULL、株式会社リクルート住まいカンパニー

※ポータルサイト広告適正化部会については、下記URLよりご確認ください。
https://www.sfkoutori.or.jp/portal_bukai/